

令和 5 年 1 1 月 1 3 日
電力・ガス取引監視等委員会

ベースロード取引市場 2023 年度第 2 回オークションに係る監視について

電力・ガス取引監視等委員会は、本年 10 月に日本卸電力取引所において実施されたベースロード取引市場 2023 年度第 2 回オークションについて、「ベースロード市場ガイドライン(以下、「ガイドライン」という。)」に基づき、供出量、供出上限価格の観点から監視を行いました。

11 月 10 日、第 2 回オークションに関する監視結果を取りまとめましたので、以下のとおり公表します。

〔1〕第 2 回オークション結果の概要

① 短期商品(固定価格取引)

- 短期商品の約定量及び約定価格は以下のとおり。なお、九州市場においては約定なしとなった。

	約定量	約定価格
東日本	11.7 MW	16.95 円/kWh
西日本	92.0 MW	11.62 円/kWh

- 短期商品について、2022 年度第 2 回オークションと比べ、売札平均価格の減少は 17.40 円/kWh、買札平均価格の減少は 11.94 円/kWh であった。

	売札平均価格 ^{※1}	買札平均価格 ^{※1}
2022 年度第 2 回オークション	36.65 円/kWh	24.17 円/kWh
2023 年度第 2 回オークション	19.25 円/kWh	12.23 円/kWh
前期比増減(2023 年度-2022 年度)	▲17.40 円/kWh	▲11.94 円/kWh

※1:売札平均価格及び買札平均価格は、全エリアの注文量及び注文価格の加重平均にて事務局作成。

② 長期商品(事後調整付取引)

- 長期商品については、いずれの市場においても、約定なしとなった。

〔2〕第 2 回オークションの監視結果等

- 電力・ガス取引監視等委員会において、ベースロード市場の第 2 回オークションに供出を行った大規模発電事業者の供出状況について詳細な分析を行うとともに、各事業者からその考え方等を聴取すること等により、ガイドラインに基づく取組がなされていたかどうか確認したところ、以下のとおりであった。

- 各大規模発電事業者のベースロード市場における供出量は、いずれもガイドラインで定める投入電力量を満たしており、問題となる事例は認められなかった。
 - 第1回のオークションの監視結果として燃料費の価格変動リスクの織り込み方について改善を検討するよう求めた大規模発電事業者2社のうち、1社は第2回オークションにおいて改善されていることを確認した。一方、もう1社は、改善されておらず、その理由について、合理的な説明が確認されなかったため、再度の検討を求めた。
 - その他の各大規模発電事業者の供出上限価格は、ガイドラインに沿った方法で設定し、それ以下の価格で市場への供出を行っていることを確認した。
- ・ また、大規模発電事業者のうち2社について、第1回オークションにおいて、参照先データの誤り等により供出上限価格の算定を誤っていたとの報告があり、当該事実を電力・ガス取引監視等委員会においても確認したため、当該事業者に対して注意喚起を行った。なお、当該算定誤りは、約定結果に影響を与えるものではなかった。

[3]今後の対応

- ・ 電力・ガス取引監視等委員会では、ガイドラインに基づき、今後当該第2回オークションにおける以下の監視を進める予定である。

① ベースロード市場の受渡年度

大規模発電事業者から、ベースロード市場への供出価格と、ベースロード電源に係る社内又はグループ内取引価格との整合性の確認に必要な根拠の提出を求め、ベースロード電源に係る社内又はグループ内取引価格が、ベースロード市場へ供出した価格を下回っていないかについて確認を行う。

ベースロード電源に係る社内又はグループ内取引価格が、ベースロード市場へ供出した価格を不当に下回るおそれ(注)がある場合、該当事業者に対して詳細なヒアリングその他の必要な対応を行う。

(注)ベースロード電源に係る社内又はグループ内取引価格が、ベースロード市場へ供出した価格を下回っていた場合、通常、ヒアリング等の対応を行うこととなると考えられる。

② ベースロード市場の受渡年度及び受渡年度の翌年度

小売市場重点モニタリングを通じて、社内又はグループ内取引の購入コストを適切に認識した上で小売価格が設定されているかについて確認を行う。

小売平均価格(託送除き)が社内取引を含む電力調達費用と非化石証書の外部調達費用を下回っている場合には、該当事業者に対して詳細なヒアリングその他の必要な対応を行う。

③ ベースロード市場の受渡年度の翌年度

必要に応じて、大規模発電事業者から実績発電コスト・実績発電量と想定発電コスト・想定発電量との比較に必要な根拠の提出を求め、実績と想定との乖離に係る合理性を確認する。

実績と想定との乖離に合理性が乏しいと判断される場合には、該当事業者に対して詳細なヒアリングその他の必要な対応を行う。

(以上)

(本発表資料のお問い合わせ先)
電力・ガス取引監視等委員会事務局
取引制度企画室長 東
担当者:神田、北田
電 話:03-3501-1552(直通)